

新型コロナワクチン接種に伴う出席停止措置について

現在、各市町村において新型コロナワクチンの接種について、その予約や接種がすすめられています。

2学期以降、生徒が新型コロナワクチンの接種を行うために学校を欠席する場合、「出席停止」として取り扱います（学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置）。また、接種後に生じた副反応のために学校を欠席する場合についても、接種の翌々日まで「出席停止」とします。

新型コロナワクチンの接種およびその後の副反応のために学校を欠席した場合、その後の登校時に所定の用紙に記入のうえ、担任までご提出ください。

[→用紙はこちら](#)